

枕崎グライダークラブ会則

制定 平成21年 3月21日

改訂 平成23年 4月29日

改訂 平成26年 2月15日

改訂 平成28年 3月 5日

改訂 平成29年 3月 4日

(名称)

第1条 本会は、枕崎グライダークラブ(英文表記MAKURAZAKI GLIDER CLUB(略称MGC)。以下「クラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、次の各号に掲げる事項をその目的とする。

- (1) グライダーを愛する者が集い、グライダースポーツを通して飛行技術の向上と会員相互の親睦を図るとともに、グライダースポーツの普及を図ること。
- (2) グライダーに関する活動を通じ、地域住民との親睦を図るとともに、地域の活性化及び地域振興に貢献すること。

(クラブの行う事業)

第3条 本クラブは、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 飛行技術の向上のための操縦練習及びグライダー飛行会等の開催
- (2) グライダーに関する知識啓発のための講演会、研修会等の開催
- (3) 地域活性化のためのグライダーに関するイベント等の企画実施及び他団体の企画するイベント等への参画及び支援
- (4) 本クラブと目的を同じくする他の団体等との連携
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する本クラブの目的達成のため必要と認める事業

(組織)

第4条 本クラブは、第2条に規定する本クラブの目的に賛同する次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般会員 前条に規定する本クラブの事業に総体的に参加できる者(次号に掲げる者を除く。)
- (2) 学生会員 大学生以下の学生であって、前条に規定する本クラブの事業に総体的に参加できる者
- (3) 協力会員 本クラブの事業に協力する者

2 一般会員および学生会員をもって、正会員とする。

3 本クラブに入会しようとする者は、あらかじめ所定の入会申込書及び誓約書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(役員)

第5条 本クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計責任者 1名
- (6) 監事 2名

- 2 役員は、総会において、正会員の中から選出する。
- 3 監事は、第1項第1号から第5号までに掲げる職と兼ねることができない。
- 4 第1項に規定するもののほか、総会の承認を得て、本クラブに名誉会長及び顧問を置くことができる。

(役員職務)

第6条 会長は、本クラブを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、本クラブの事務を処理する。
- 4 会計責任者は、本クラブの会計業務を遂行し、本クラブの保有資産（機体、機材等の重要資産を除く。）を管理する。
- 5 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 本クラブの会計及び財産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長その他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び財産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告のため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第8条 本クラブの会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、第4条第2項に規定する正会員をもって組織する。

- 2 総会は、この会則に定めるもののほか、事業及び収支その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。ただし、次に掲げる場合は、随時に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第6条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
- 5 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長の指名した者をもって議長とすることができる。
- 6 総会は、正会員の半数以上の出席（委任状を提出したことにより出席したとみなされる者を含む。）がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、監事を除くすべての役員をもって組織する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他役員会の権限に属する事項
- 3 役員会は、会長が必要と認める都度招集し、会長が役員会の議長となる。
- 4 前条第6項及び第7項の規定は、役員会にこれを準用する。

(収入)

第11条 本クラブの収入は、会費、事業活動収入、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 第4条に規定する者は、会費として、次に定める額を負担しなければならない。

- (1) 一般会員 年額 20,000円
- (2) 学生会員 年額 10,000円
- (3) 協力会員 年額 10,000円 (1口)

3 事業年度の中途において本クラブに入会した場合における当該事業年度に係るその者の負担すべき会費の額は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する年額を12で除して得た額にその者が会員としての資格を有した月数を乗じて得た額とする。

(歳入歳出予算)

第12条 本会の歳入歳出予算は、前条に規定する収入をその歳入とし、本会が担任する事務及び事業の執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第13条 会長は、毎事業年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前又は年度開始後速やかに総会の議決を経なければならない。

2 本クラブの事業年度は、毎年1月に始まり同年の12月をもって終わる。

(決算等)

第14条 会長は、毎事業年度終了後2月以内に本クラブの決算を作成し、監事の審査に付して総会の認定を経なければならない。

(その他の財務に関する事項)

第15条 この会則に定めがあるものを除くほか、本クラブの財務に関して必要な事項は、別に定める。

(退会)

第16条 会員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったときは、会員としての資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 退会の申出をし、承認を得たとき。
 - (3) 指定された納期限後6箇月を経過してもなお第11条第2項に規定する会費を納入せず、再三の催告に従わないとき。
 - (4) この会則及び本クラブの他の規程等に違反したこと又は本クラブの名誉を著しく毀損したことにより、役員会において除名処分 of 決定を受けたこと。
 - (5) 学生会員である者が卒業その他の理由により学生としての身分を喪失し、かつ、一般会員として引き続き会員となることを希望しないとき。
- 2 事業年度の中途において前項の規定により会員としての資格を喪失した場合においても、その者が既に納付した会費は、還付しない。

(本会解散の場合の措置)

第17条 本クラブが解散した場合においては、本クラブの収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、解散の日に監事であった者の審査に付さなければならない。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

事務局住所：〒880-0930 宮崎県宮崎市花山手東二丁目26-3 市川明夫 方

(その他の事項)

第19条 この会則に定めるもののほか、本クラブの事務及び事業の執行その他本クラブに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この会則は、平成29年3月5日から施行する。